木更津病院個人情報保護管理規定

(目 的)

第1条 本規定は、「個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十七号)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、医療法人同仁会木更津病院(以下「当院」という。)における患者及び職員(以下「患者等」という。)の個人情報の漏洩・紛失・改竄・誤記録等(以下「漏洩等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底をはかることを目的とする。

(管理組織)

第2条 当院に個人情報取扱責任者を置き、事務長をもってこれに充てる。 2 前項に定めるものの他、管理組織について必要な事項は、運営協議会において別に定める。

(個人情報取扱責任者の責務)

第3条 個人情報取扱責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、当院の職員に対する教育訓練、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託業者の監督等を適切に行い、院長等の管理者とともに、その責任を負うものとすること、また個人情報保護に関して必要な事項全般を管理すること。

(守秘義務)

第4条 当院職員は、患者等の個人情報の漏洩等をしてはならない。その職務を 退いた後においても同様とする。

(個人情報の管理)

- 第5条 患者等の個人情報が記載された文書等の保管場所については常時施錠 し、その鍵の管理は個人情報取扱責任者が行う。
- 2 前項に定めるものの他、患者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又 は過失による虚偽入力、書換及び消去を防止するために必要な事項に関して は、運営協議会において別に定める。

(教育訓練)

第6条 個人情報取扱責任者は、職員の採用に当たり、個人情報保護の重要性について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修を行う他、随時当院職員に対し、個人情報保護に関して必要な研修を行う。

(個人情報の廃棄及び消去)

- 第7条 患者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取 扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。
- 2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄・譲渡等(リースの場合は返却) を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータ を復元不可能な状態にしなければならない。
- 3 前2項に定めるものの他、個人情報の廃棄及び消去のために必要な事項に関 しては運営協議会において別に定める。

(外部委託)

- 第8条 この病院の患者等の個人情報に関する処理は、次の各号に揚げる事項を 契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。
 - ① 「個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十七号)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間満了後においても同様であること。
 - ② 患者等の個人情報を、当院の事業目的以外に利用しないこと。
 - ③ 患者等の個人情報の漏洩等が生じた場合には、契約を解除すること。
 - ④ 患者等の個人情報の漏洩等により損害が生じた場合には、損害賠償を 行うこと。
 - ⑤ 当院の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができること。
 - ⑥ 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な 処置を行うこと。
 - ⑦ 当院と直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。

(監 杳)

- 第9条 監事は、個人情報の保護の徹底に関して、監査を毎年1回実施する。
- 2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取 扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第10条 当院の職員は、患者等の個人情報の漏洩等により、患者等又は当院に損害を及ぼした時は賠償の責を負う。

(懲 戒)

第11条 職員が本規定並びに関連規定に違反した場合は、職員就業規則に基づき 懲戒する。 付 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。